

令和3年度入学者選抜前期選抜募集要項

福島県立船引高等学校

1 課程・学科 全日制の課程 普通科

2 募集定員 120名（うち特色選抜の募集定員は全体の25%）

3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 志願してほしい生徒像

本校では、校訓「自律」のもと、「学力向上」「豊かな人間性の育成」「キャリア教育」に重点をおき、学習活動や生徒会活動、部活動、ボランティア活動等とおして、地域社会に貢献できる有為な人材の育成を目指している。

このため、特色選抜においては、次のⅠ型、Ⅱ型のいずれかに該当する生徒を求めている。

Ⅰ型（地域貢献）

中学時代、生徒会活動やボランティア活動をおしてリーダーシップを養うなど自らの資質や能力の向上に取り組んできた者で、本校入学後も他の生徒の模範となるよう努力するとともに、地域貢献活動やドローンを活用した取り組みに積極的かつ継続的に活動する決意のある者。

Ⅱ型（部活動）

中学時代、部活動において各種大会に登録選手として出場したり、部長又は副部長を務めてリーダーシップを発揮したりしてきた者で、本校入学後も次に指定する部活動において積極的かつ継続的に活動する決意のある者。

<指定する部活動>

剣道部（男女）、ソフトテニス部（男女）、卓球部（男女）、バスケットボール部（男女）
バドミントン部（男女）、サッカー部（男）、野球部（男）、バレーボール部（女）

5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 出願期間

令和3年2月4日(木)から2月9日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（定形郵便長形3号に志願者の住所、氏名を記入し、404円切手を貼付したもの）を同封の上、令和3年2月9日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、年齢20歳以上の者は免除する。

なお、提出期間は令和3年2月16日(火)から2月17日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 特色選抜志願理由書（本要項の最終頁）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書（上記(1)①に同じ）

② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

③ 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、上記3(2)②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。

④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(3) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形郵便長形3号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和3年2月16日(火)から2月17日(水)までとする。

郵送の場合には、2月17日(水)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

10 県外等からの出願

- (1) 県外からの志願者は、上記8に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記8に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
- 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願書受付

- (1) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出願先変更

志願者は、令和3年2月10日(水)から2月15日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (5) 出願先を変更した場合、すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 出願の特例措置

- (1) 県外からの出願
保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記 10(1)を準用する。
- (2) 出願先変更
保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、上記 12 を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

15 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料とするとともに、さらにⅠ型志願者は「小論文」を、Ⅱ型志願者は「作文」、「実技」の結果を併せて選抜資料とする。

① 学力検査

5教科とする。傾斜配点は実施せず、学力検査の満点は250点とする。

② 特色選抜志願理由書

本校を志願する動機や理由、本校が提示した「志願してほしい生徒像」の志願する型の該当項目に対する具体的な活動内容や実績、本校で特に取り組みたい活動や学びたいこと、将来への抱負を記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」等の各項目は55点満点として、合計190点満点とする。

④ 特色面接

個人面接を実施する。志望の動機や将来の進路、志願する型の該当項目に対する自分の活動の実績や高校生活における目的意識などをみる。面接については、段階評価する。

⑤ 特色検査

Ⅰ型の志願者については小論文を実施する。小論文については、文章等を読み取り、設問に対する自分の意見を600～800字程度でまとめる。小論文は160点満点とする。

Ⅱ型の志願者については作文と実技を実施する。作文については、与えられた表題に対し、自分の意見等を600字程度でまとめる。実技については、部活動に関する実技を実施する。作文については50点満点、実技は110点満点として、合計160点満点とする。

⑥ 選抜資料の満点

全体の満点は600点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果、学力検査の成績及び一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を選抜資料とする。

① 学力検査

5教科とする。傾斜配点は実施せず、学力検査の満点は250点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」等の各項目は55点満点として、合計250点満点とする。

③ 一般面接

個人面接を実施する。志望の動機や将来の進路希望などを確認するとともに、表現力についてみる。面接については、段階評価する。

16 学力検査、各種面接及び各種検査の日時及び会場

(1) 学力検査

- ① 日 時 令和3年3月3日(水) 午前9時～午後3時10分
 ② 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

③ 会 場 福島県立船引高等学校

④ その他

ア 受験者は3月3日(水)午前8時30分に本校検査場に集合し、係員の指示に従うこと。

イ 次のものを持参すること。

受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規
 ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。

ウ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まない
 こと。

(2) 特色面接・特色検査

① 日 時 令和3年3月4日(木) 午前9時～

② 会 場 福島県立船引高等学校

③ 面接方法 本要項15(1)④のとおり

④ 検査内容 本要項15(1)⑤のとおり

⑤ その他

ア 受験者の集合時刻は3月3日(水)の学力検査後に連絡する。

なお、日程表については、2月22日(月)までに本校ホームページに掲載する。

イ 次のものを持参すること。

受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム

ウ 特色選抜Ⅱ型受験者は、上記イに加え、次のものを持参すること。

○ 全員が持参するもの

運動着、体育館シューズ又は各競技用のシューズ

○ 入部を希望する部活動に応じて持参するもの

入部を希望する部活動	持参物
剣道部	防具(面ガード、面マスクを含む) 竹刀、剣道着
ソフトテニス部、卓球部、バドミントン部	ラケット
野球部	グローブ

エ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まない
 こと。

(3) 一般面接

- ① 日 時 令和3年3月5日(金) 午前9時～
 ② 会 場 福島県立船引高等学校
 ③ 面接方法 本要項 15(2)③のとおり
 ④ その他

ア 受験者の集合時刻は3月3日(水)の学力検査後に連絡する。

なお、日程表については、2月22日(月)までに本校ホームページに掲載する。

イ 次のものを持参すること。

受験票、上ばき、昼食(必要な受験生のみ)

ウ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

17 追検査等の実施

(1) 受験資格

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者とする。

(2) 追検査等の日時、日程及び会場

- ① 日 時 令和3年3月10日(水) 午前9時～
 ② 日 程

9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45

国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	一般面接 特色面接・特色検査
----	---	----	---	-------------	----	----	---	----	-------------------

(50分)(15分)(50分)(15分)(50分) (50分) (50分)(15分)(50分)

- ③ 会 場 福島県立船引高等学校
 ④ 検査内容 本要項 15 のとおり
 ⑤ その他

ア 受験者は3月10日(水)午前8時30分に本校検査場に集合し、係員の指示に従うこと。ただし、追検査(学力検査)を受験せず、一般面接又は特色面接及び特色検査を受験する場合は、3月10日(水)午後2時45分に集合すること。

イ 次のものを持参すること。

受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規
 ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。

ウ 特色選抜Ⅱ型受験者は、上記イに加え、本要項 16(2)⑤ウのものを持参すること。

エ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(3) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、令和3年3月5日(金)午後4時まで本校校長へ提出する。

新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者の追検査等受験の手続きについては、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」とおりとする。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(4) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

3 船高前期

(5) その他

- ① 令和3年3月3日(水)の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。
- ② 令和3年3月3日(水)の学力検査、3月4日(木)の特色検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者(ただし、新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者を除く。)の別室受験を認める。

18 合格者発表

- (1) 令和3年3月15日(月)正午以降に、本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、受験票と引替えに合格通知書を交付する。志願者は受験票を必ず持参すること。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。
- (4) 合格者発表についての電話での問い合わせには応じない。

19 その他

- (1) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (2) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置
新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者への対応については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」のとおりとする。
- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮
障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」のとおりとする。
- (5) その他
 - ① 不明な点があれば、本校に問い合わせる。
 - ② 本校での入学者選抜事務における氏名等の漢字の扱いについては、J I S第二水準までのものを用いる。

受 験 番 号
※ 番

※印の欄には記入しない。

令和3年度特色選抜志願理由書

福島県立船引高等学校長 様

令和 年 月 日

学 校 名

志願者氏名

保護者氏名

(保護者自署)

私は、下記により、貴校 普通科 第1学年に入学を志願いたします。

志願する型 (いずれかを○で囲む)	I 型	II 型
入部を希望する部活動	/	部
卒業後の進路希望 (いずれかを○で囲む)	就職 ・ 進学	
志願の動機・理由		
「志願してほしい生徒像」に対する具体的な活動内容や実績		
取り組みたい活動や学びたいこと		
将来への抱負		

(記入上の注意)

- 1 志願者自筆とし、筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。ただし、記入したものを複写して提出する場合、使用する筆記用具は問わない。
- 2 記入したものを複写して提出する場合、志願者氏名及び保護者氏名については複写したものにボールペン又は万年筆で直接自署する。